

求人者各位殿

ホームヘルパー
ケアワーカー についてお願い

当事業所を御利用いただきありがとうございます。
日頃、求人の皆様にはご要望に充分お応え出来ず、申し訳無く存じております。
一般社会の勤務体制と異なり特異の勤務環境にあり、求職者業務の提供におきましては求人者様、ご家族様のご協力が不可欠でございます。つきましては下記事項に特段のご理解、ご配慮を宜しく御願い申し上げます。

- ・ ケアワーカーが提供します家事業務は原則、一般的な日常生活での家事の範囲内とさせていただきます。従いまして清掃会社など専門的レベルでのサービスは提供出来ませんのでご了解ください。(例: 食事提供は一般的な家庭料理。)
- ・ 要介護の方が居られる場合、ご本人の体調は日々変化しますので、小さな事でも気になる点がございましたら、その都度お知らせください。
- ・ 現金・宝石・有価証券類などの貴重品管理は、原則致しませんので、金庫等の鍵のかかる場所に御利用者さまにて保管ください。(預金通帳のご用は申し受けません。)
- ・ お住まいの設備・什器・美術品・高額な家財等、取扱に注意を必要とする事項がございましたら必ずケアワーカーにお伝えください。(例: 掛軸・茶道具、漆塗装の食卓や食器の取扱方法など)
- ・ 求人者様並びにご家族様方の指示通りに行った結果、損害が発生したとき、ケアワーカーに特段の過失がない場合は、責任を負えない事がありますのでご了承ください。
- ・ お住まいの鍵につきましては、お預かり、持ち帰りは出来ません。又留守宅への出入りは禁じられています。(特別な事情の場合は当事業所へご連絡下さい。)
- ・ 通常の操作で家電品等に故障が生じた場合、故障に対する保障は出来ませんのでご了承ください。(例: 製品の劣化による故障等)
- ・ 求人者様先における金品の貸借については、紹介所は一切責任を持ちませんのでご了承ください。

※ 御不審の点がございましたら、当事業所へご連絡ください。

厚生労働大臣認可
公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会山形県支部
〒996-0032 山形県新庄市上金沢町9番37号
有限会社 ケアワーク新庄
TEL 0233(22)2018
FAX 0233(23)0638

1、通勤の場合 (昼の部・夜の部・パートの部)

	看護師		2級ヘルパー 家政士・ベビーシッター	ケアワーカー	備 考
	(本)	(准)			
昼の部	12,000	11,000	7,500	7,300	8:00 ~ 17:00 (休憩 1時間)
夜の部	15,600	14,300	9,750	9,490	18:00 ~ 8:00 (休眠 6時間)
パート	1,800	1,600	1,250 ~ 1,050 (2hまで) (2h超)	1,200 ~ 1,000 (2hまで) (2h超)	2時間までのパートは法定手数料30%
時間外	1,875	1,720	1,172	1,141	

2、住み込みの場合

実働 8時間
拘束休憩・休息 8時間(時間外4時間)
睡眠 8時間

	2級ヘルパー ベビーシッター	ケアワーカー	備 考
基本賃金	7,500	7,300	時間外手当(住込) (基本÷8×1.25×4)
住込料金	12,190	11,860	深夜割増→1,410円(1h) (睡眠中断の多い時)
在宅就労	(一人付) 食事付 12,190 (2人付の場合2割増) 食事付 14,630		在宅は食事付料金となります

- ◎ 通勤の場合の食事は、全額個人負担となります。(弁当持参すること)
- ◎ 在宅の食事代は朝食→250円・昼食→300円・夕食→350円=900円となります。
- ◎ 徹夜勤務の場合、基本給の3割増し(2日を限度)とし交代制就労又、深夜勤務の場合も深夜割増1350円の加算と交代制就労となります。この場合、交通費はお願いします。
- ◎ 感染症・精神障害の時は、一般介護料の3割加算となる場合もあります。
- ◎ 求人受付事務費・1件につき1000円
- ◎ 法定手数料(税込)・賃金総額の20% (2時間までの短時間パートの場合は賃金総額の30%)
- ◎ 交通費は当事業所より勤務地までの実費。(緊急の為タクシーを必要とした場合はその実費)
- ◎ 寝具をかりた場合は、その実費。
- ◎ 遠方の場合、地場賃金を申し受けることとなります。
- ◎ 各種証明書を要する時、一枚につき300円の証明料をいただきます。

☆ 賃金の支払について

- ◎ 15日毎、或いは就労が終了した日に勤務者に支払ってください。その際、厚生労働省指定の領収書と引換にお支払い下さい。又は請求書到着後に払込取扱票(郵便局)或いは口座振込(信用金庫)でお支払い下さい。請求書を送付する前にお支払方法をご連絡ください。